

年末調整 デジタル元年

手続き簡素化道半ば

例年この時期にピークを迎える会社員の年末調整。今年から作業のデジタル化が始まり、多くの人が変化を実感している。ただ書類を多くに手入力する部分が残る会社は少なくない。完全なデジタル化は道半ばだ。所得税の仕組みも複雑になっており、手続きの効率化と並んで税制の簡素化も課題となりそうだ。

「年末調整をする前は多くの人が税の払いすぎになっていた」と。税理士の岡田俊明氏はこう指摘する。年末調整は社員の年間の稼ごにかかる所得税を精算する手続きのこと。社員が受け取る毎月の給料やボーナスは、所得税を源泉徴収（天引き）されている。源泉徴収の金額は給料・ボーナスから社会保険料を差し引き、配偶者など扶養親族の数を踏まえて決まる。徴収された税金は会社が社員に代わって納付する仕組みだ。

ただし源泉徴収した金額は本来の税額と異なる場合が少なくない。所得から控除できる生命保険料や地震保険料、住宅ローン（対象は2回目以降の控除）などは反映していないからだ。

そこで年末調整を実施し、本来の金額より多い場合は差額を年内最後の給与を支払う際に社員に還付し、少ない場合は追加徴収する（図A）。確定申告でしか精算できない医療費控除などもあるが、多くの社員は年末調整で税の精算が終わる。

年末調整は昨年まで会社が用紙（控除申告書）を配り、社員が必要項目を手書きして提出するのが一般的だった。生命保険料控除や住宅ローン控除などの適用を受けるには、保険会社や銀行などから証明書を郵送してもらい、添付する必要もあった。会社の経理など担当部署も「申告書の内容を確認・検算したり、給与システムに入力したり」という作業が煩雑な例が大抵だった」と辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士は話す。今年はその面倒な作業に終止符を打つ会社が増えている。きっかけは政府が今年の年末調整から紙

を介在させないデジタル申告にカシを切ったためだ。これを受けて国税庁は10月から年末調整控除申告書作成用ソフト（年調ソフト）の無償提供を開始。年末調整用ソフトを商品化していた民間企業も売り込みを強化した。

どちらのソフトを使うかは会社によって異なるが、社員はまずパソコンやスマートフォンにソフトをダウンロード。自分や配偶者などの今年の所得の見込み額や支払った生命保険料などのデータを入力すれば、控除額が計算されるなどして申告書が完成する。申告書のデータを勤め先に送信すれば社員の手続きは終わる。経理などの担当者は申告書の内容を給与システムに入力したり、控除額を精算したりする負担が軽減できる。

手続きは、公的年金など社会保険と並ぶ行政手続きの重要な柱。菅義偉内閣は「デジタル庁」の設立を含む行政手続きのデジタル化を優先課題に掲げる。税務手続きでも政府が運営する「マイナポータル」を利用する完全デジタル化を将来的に目指している。

図Bはマイナポータルを中核にした年末調整のイメージだ。金融機関は生命保険料や地震保険料、住宅ローンの年末残高などの各種控除に必要なデータをマイナポータルに送信。利用者はマイナポータルで自分のアカウントからデータをダウンロードすれば、申告書を作成できる。紙の証明書を銀行や保険会社からそれぞれ送ってもらう必要はなくなる。デジタル化は確定申告でも一段

と進む。すでに国税庁サイトの国税電子申告・納付システム「e-Tax」で手続きをする人は多いが、医療費控除は自分で領収書をもとに分類し、明細欄に入力しなければならぬ。

それを2022年の確定申告から見直す。まず21年9月以降の医療費が対象で、加入する健康保険制度からデータをマイナポータル経由で申告書に自動入力できるようにする。「市販薬の購入費や通院費など自分で入力する部分は残る」（税理士の阿保秋声氏）が、作業は大幅に軽減される。

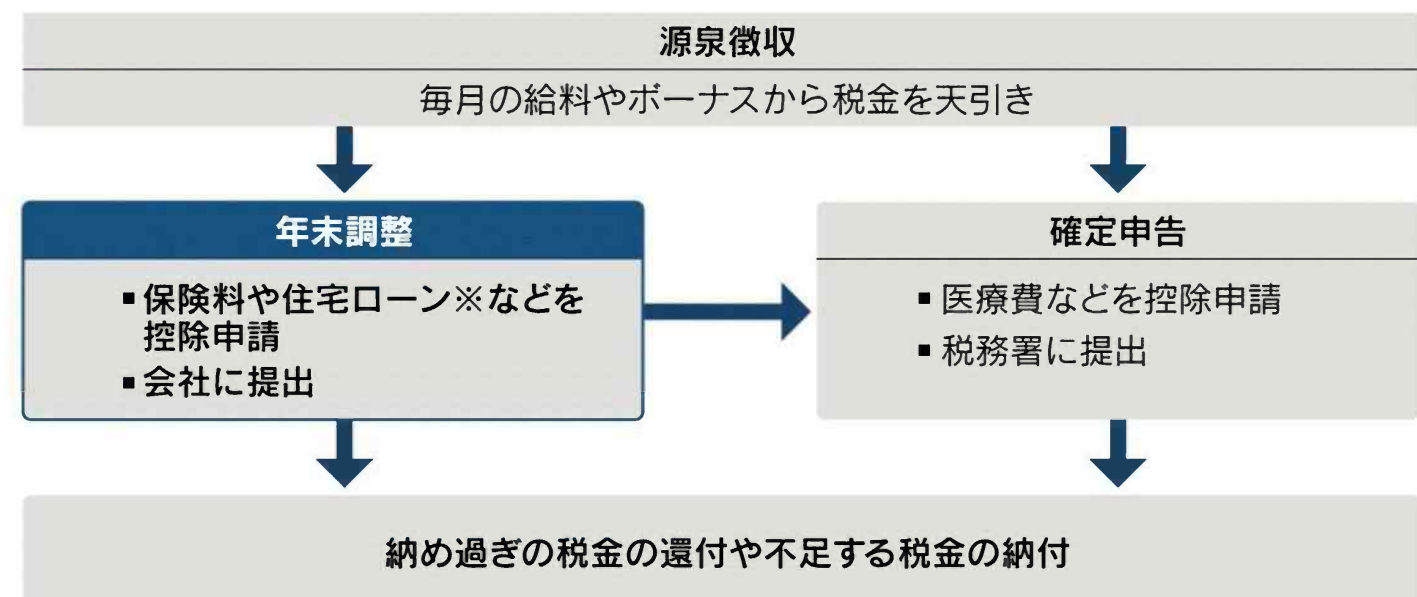
マイナポータルを利用するにはマイナンバー（個人番号）が記載された「マイナンバーカード」が必要だが、カードの普及率は全国で約2割にすぎない。このため今年の年末調整でマイナポータルと連携可能な生命保険会社は8社、住宅ローンでは住宅金融支援機構だけにとどまり、紙の証明書が残る例が多かった。

ただし政府はマイナンバーカードの普及を後押しするため、運転免許証や健康保険証との連動を進める方針。カードの利便性が高まれば取得する人も増え、マイナポータルに対応する金融機関も広がる可能性がある。カードの取得は義務ではないが、将来の完全デジタル化に備えて早めに取得しておくのも選択肢になりそうだ。

税務手続きが簡便になる一方で、専門家の間では「税制の簡素化も欠かせない」（税理士の藤曲武美氏）との指摘は多い。税制が複雑なままでは回答項目が減らず、申告ソフトも複雑化する可能性があるからだ。申告書の作成手段が手書きからパソコンなどに変わっただけで、煩雑さは同じということになりかねない。

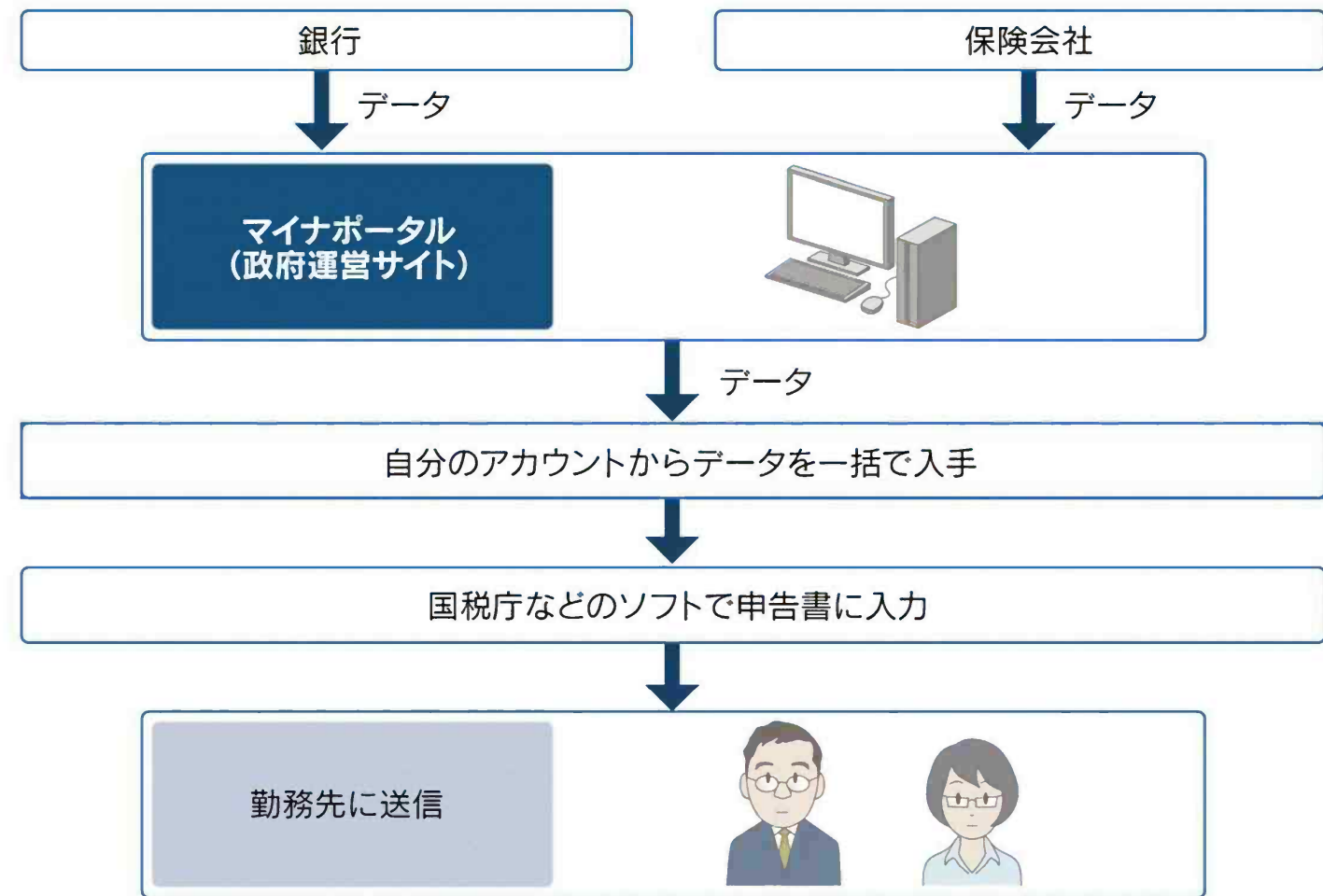
例えば申告者が配偶者控除を受けるには18年分から自分の所得見込み額も詳しく記入するようになったが、今回から基礎控除でも必要になり、申告作業の手間が増えた。今後の改正では税制の簡素化という視点も大切だろう。

A 会社員は年末調整で節税できる可能性がある



(注)※住宅ローン控除は2回目以降が対象。1回目は確定申告が必要

B 年末調整デジタル化の将来イメージ(マイナポータルを使う場合)



C 高所得者層の所得税の主な改正点

負担増	給与所得控除額の上限を引き下げ	■ 850万円超で195万円が上限に
	一定所得を超えると基礎控除を減額	■ 総所得2400万円超は減額。2500万円超でゼロ
負担減	公的年金等控除額に上限	■ 年金収入1000万円超で上限195万5000円
	所得金額調整控除を新設	■ 年収850万円超で23歳未満の扶養親族などがいれば控除 ■ 控除額は(年収-850万円)×10%で算出

高所得層は税負担増

今年も所得税の仕組みが大幅に変わった。改正の特徴は「所得が多くなるほど増税になる」（ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士）点だ。まず大きいのは給与所得控除。給与所得控除は会社員の必要経費という位置付けで給与年収から差し引くことで所得を圧縮でき、税負担が減る。控除額は年収に応じて計算する。昨年は年収が1000万円超で220万円が上限だったが今年から年収850万円超で195万円が上限となった。控除金額が最大25万円減り、対象となる年収水準も下がる。比較的多くの人が税負担が増える可能性がある。例えば今年と来年の年収が1200万円の場合、給与所得控除額は25万円減り195万円になる。基礎控除は今回の改正によって10万円増えるが、課税所得は差し引きて15万円増える。所得税率が23%なら3万4500円の増税だ。ただし所得金額調整控除という仕組みが新設され、年収850万円超でも23歳未満の子どもや重い障害のある配偶者などがいれば、一定額を給与所得から差し引くことができる。

年金生活者は年金収入から公的年金等控除を差し引くが、収入が多い人は上限が設定された。年金収入が1000万円を超えると、195万5000円が控除上限になる。

（後藤直久）

「マネーのまなび」面の詳細記事や関連記事は電子版の▶マネーのまなびでお読みいただけます。

